

## 遺言について

### 1. はじめに

人間は、その人生が長い、短いはあるものの必ず死に至るものである。

遺言書は、これを前提として、自分の死後の財産の処分、葬儀のこと、お墓のこと、祭祀（葬儀、一周忌などの法要など）の主宰者などを定めるものである。

遺言書は、15歳以上になれば、誰でもすることができる（なお、相続、遺言などについては、民法「相続編」に規定されている）。

また、基本的に遺言書には何を書いてもよいが、「財産の配分」などについては、遺言書に書かれたとおりに行わなければならないのが原則である（\*）。

しかし、葬儀の方法や「兄弟仲良く暮らすよう」等の付言事項などは、本人の希望であり、相続人が必ず行わなければならないというものではない。

ただ、これらの希望が、実現可能なことで、費用も相応であれば、たいていは相続人が実現してくれると考える。

その他、「子孫に残したい言葉」（「お世話になったこと」、「兄弟仲よく暮らすよう」）や「遺言書で財産配分を決めた理由」などを「付言事項」として残される方もいる。

我々 行政書士が遺言に関与する場合、どうしても「財産の配分」や後述する「遺留分」など、後に法律上の問題が生じないようにと慎重になるが、一方で「最期の家族・子孫への思い（言い残し）」という「心」の部分も重要であり、大切にしたいと考えている。

遺言がない場合は、2. に紹介するように民法に法定の相続割合が定められている。

奥様、お子様もおおり、法定相続どおりで問題ないと考えるのであれば、遺言はしなくてもよいと思う。しかし、お子様がいないご夫婦、独身である、先妻との間にお子様がいるなどの場合は、兄弟や先妻の子供にも、相続する権利が発生するため、相続が複雑となる。

年齢的に若い方に、「死」という言葉を余り口にしたくないのが人情であるが、人間誰も不慮の事故に、いつ遭わないとも限らない。

生命保険に入るのが、万が一のためであるように、上記のような相続が複雑となる場合は、早めの遺言書作成をお勧めしている。

（\*）①遺言できる行為は、民法上、財産の処分、認知、相続人の廃除、遺言執行者の指定など10種が定められている。

②相続人間で、遺言と違う合意が適法に成立（遺産分割協議の成立）したならば、その合意は有効である。

## 2. 法定相続

遺言書がない場合は、民法に定められた法定相続となる。

民法では、法定相続人の順位が定められており、配偶者は常に相続人となること、第1順位が子、第2順位が直系尊属、第3順位が兄弟姉妹となっている。

順位の違う血族が同時に相続することはなく、例えば、子がいれば、親や兄弟に相続する権利は発生しない。

例えば、次のようになる(例)

亡くなれた方	相続人	法定相続割合
①既婚者(子供あり、本人の両親が生存)	妻、子供2人	妻 2分の1 子供A 4分の1 子供B 4分の1 *両親に相続する権利は発生しない
②-①既婚者(子供なし、本人の両親とも死亡)	妻 本人の兄妹	妻 4分の3 兄 8分の1 妹 8分の1
②-②既婚者(子供なし、本人の両親が生存)	妻 親	妻 3分の2 父親 6分の1 母親 6分の1 *父、母の片方だけ生存の場合は、3分の1
③独身(本人の両親とも死亡)	本人の兄妹	兄 2分の1 妹 2分の1

### 「代襲相続」

相続人となる親が、すでに亡くなっている場合に、その子孫が親に代わって相続する権利があり、これを「代襲相続」という。

例えば、上記①の場合で、すでに子供Bが、亡くなっており、Bに子供がいた場合は、Bの子供や孫(子供がいない場合、孫)が相続する権利があり、これを「代襲相続」という。

また、上記②-①の場合に、妹がすでに亡くなっていて、子供(亡くなった方の甥、姪)がいれば、その子に代襲相続する権利が発生する(ただし、上記①の直系の子孫と違い、さらにその子の子までは、代襲相続する権利は発生しない)。

### 「遺留分」

生まれながら、相続人が持っている固有の相続する権利を「遺留分(いりゅうぶん)」という。生活を賄われていた者としての生活保障的な意味合いもある。

遺留分は、直系尊属のみの場合は法定相続分の3分の1、その他の場合(妻子など)は2分の1と定められている。兄弟には、遺留分はない(遺言があり、特定の者に相続させるとした場合は、遺留分がないので、兄弟には相続する権利が発生しない点は重要である)。

①の場合は、妻は4分の1、子供Aは8分の1の遺留分があり、遺言があったとしても、特段の事情がなければ、「この分は私が相続できる権利があるので、多く相続された方は戻して下さい」という請求が出来ることになる(この請求を法律用語で、難しい言葉であるが「遺留分減殺(げんさい)請求」という)。

特段の事情(例えば、一定の相続人に、すでに相当の財産を贈与しているなど)がなければ、「遺留分に配慮した遺言」を作成するよう助言している。

### 3.遺言の必要性

遺言をするというのは、自分の老後の面倒を見てくれた子供に財産を多く残したいとか、これまで家業を手伝ってきた者に家業を継がせたいなど、法定相続ではバランスを欠く場合に、遺言書で財産の処分について指定し、均衡を図るとともに、後日の争いを極力少なくするという意味で、その意義は大きなものがある。

相続は、お金の分配であり、別名「争続」、「争族」などと呼ばれ、身近でも相続争いは結構聞く話である。

肉親間の争いであり、「骨肉の争い」と言われるように、禍根(かこん)も大きなものとなる。「自分はたいした財産もないから・・・」とか「子供たちも仲が良いから、話し合いで何とかするだろう・・・」と考えておられる方も多いと思うが、例えば分配される財産が一千万円単位、百万円単位となると、相続人にとっても大きなお金であり、相続人それぞれが、豊かであったり、貧しかったり経済状態も違ったりするため、争いが発生してもおかしいことではない。

遺産分割が争いとなり、決着がつかず、預金や不動産が何十年も宙に浮いているという状態(亡くなられた方の名義のまま残っている)もよく耳にする。

相続の解決が長引くことにより、相続人が死亡し、代襲相続となったり(相続人間の血や付き合いも薄くなる)、相続人が増える、行方不明者が出るなどして、解決が一層、難しくなる。亡くなった方の財産は、ご自分が苦労されて築き上げたものですから、ご自分が処分する権利があるので、ご自分の意思を子孫などに明確にし、相続争いを残さないことが、後世への思いやりかもしれないと考える。

特に①ご夫婦の間に子供がいない(兄弟にも4分の1の相続する権利が発生)、②世話になった子供や嫁に財産を多く残したい(嫁は相続人でないので、遺言で遺贈しなければ一銭

も当たらない)、③特定の相続人に事業の承継、農業承継をさせたい(事業承継においても遺言は重要な意味があるが、これについては後日、機会があれば説明したい)、④内縁の妻に財産を残したい(内縁では相続する権利がない)などの場合は、遺言で意思を明確にしておかないと、ご自分の考えていたこととは違う結果になることも多い。

ご相談を受けた方にも、法定相続など相続について知らないことも多い。

自分としては、相談者が上記①～④の状況にあり、争いの余地がある場合は、遺言書を作成するようお勧めしている。

#### 4. 遺言の方式と作成手続

遺言書には「死亡危急者の遺言」など特別のものもあるが、基本的には①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3つである。

それぞれのメリット、デメリットは次のとおりである。

	①自筆証書遺言	②公正証書遺言	③秘密証書遺言
メリ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも、すぐ一人で作れる。</li> <li>費用がかからない</li> <li>内容も存在も知られない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆で作成しなくてよい</li> <li>要件不備の危険性がない</li> <li>紛失、改ざんなどの危険がない</li> <li>家庭裁判所の検認が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容が知られない</li> <li>ワープロ、代筆でもよい</li> </ul>
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆で作成(ワープロ、代筆などはできない)</li> <li>要件不備の危険がある</li> <li>紛失、改ざんの危険がある</li> <li>家庭裁判所の検認が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人、証人2名という手続と費用</li> <li>公証人、証人に内容が知られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件不備の可能性がある</li> <li>公証人、証人2名という手続と費用</li> <li>公証人、証人に存在を知られる</li> </ul>

現在、③の秘密遺言は、余り利用されておらず、①自筆証書遺言、②公正証書遺言が大半を占めている。

自筆証書遺言は、いつでも自分の書きたいときに書けるし、書き直しもできるのでよい面もあるが、全文、自筆で書くことや「日付」、「署名、押印」、「訂正の方法」などの要件が厳格に定められている。

後に争いのないようにと、遺言書を作っても、要件が不備なために、かえって紛争になる例もある。また、認知的症状もある場合は、誰かが無理やり書かせたのではないかという疑念が起きる場合もある。改ざんや紛失の恐れもある。

このような観点からすると、やはり費用は多少かかっても（\*1）、公正証書遺言とすることをお勧めしている。

公正証書の原本は、公証役場で半永久的に保管され、紛失、改ざんなどの恐れもない。また、元裁判官などの公証人の認証及び証人2名の証明（「確かに、本人がこの内容で作成した遺言である」と公証人及び証人2名が署名、捺印し認めること）もあるので、要件不備などの恐れはない。

我々 行政書士は、遺言者のお話を十分お聞きし、公正証書遺言の案文を作成し、遺言者の了承を得て、遺言内容を決めるなど、その手続一切を行っている。

公証役場というと硬い雰囲気があるが、公証人は親切、丁寧に遺言の内容を読み聞かせ、手続をしてくれるので、安心である。

なお、公正証書遺言にしたからといって、遺言書に記載した銀行預金等の金額の記載まではしないので、作成以降、自由に出し入れすることは、いっこうに構わない（遺留分への配慮は要るが）。

遺言書作成に当たり大切なことは、①紛失や検認手続（\*2）を考え、できるだけ公正証書遺言とすること、②記載は正確に、漏れなくすること（遺言書に記載のない財産がでてきた場合にも、対処できるよう、最後に「その他本遺言書に記載のない一切の財産は〇〇に相続させる」と記載すること）。③遺留分に考慮すること（遺留分を侵害しないよう作成するのがベストであるが、遺留分を侵害する場合は、「付言」として、その理由を明確にしておいた方が相続人の理解が得られやすい。）④予備的遺言も入れるか検討する（遺言者より推定相続人が死亡する恐れもある場合は、「万一、遺言者より前に、又は同時に妻〇〇が死亡したときは、長男〇〇に相続させる」などという予備的遺言も考慮すること）、⑤財産分割が身内だけでうまくいかないのではと考えられる場合は、あらかじめ遺言書に遺言内容を執行する弁護士や行政書士などの第三者の専門家を「遺言執行者」に指定すること、などを念頭に作成された方がよいと思われる。

- \*1 公正証書作成費用（公証人手数料）：相続財産 5,000 万円を相続人（子供）3 名に均に分ける遺言の場合

$$23,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 名} = 69,000 \text{ 円} + 11,000 \text{ 円（1 億円以下の加算）} = 80,000 \text{ 円程度}$$

詳細は、「全国公証人連合会」HP 参照

この他、行政書士に依頼する場合は、80,000 円程度（当事務所の場合）の報酬を加算

- \*2 検認：家庭裁判所で相続人が遺言内容を確認する手続で、相続関係人の戸籍、住民票などを揃えるなどの手続が必要。

5. 自筆証書遺言の例

遺言書

遺言者〇〇 〇〇（大正 年 月 日生）は、次のように遺言する。

1. 長男 〇〇 〇〇（昭和 年 月 日生）には、次の土地、建物を相続させる。

（1）土地

所在

地番

地目 宅地

地積 平方メートル

（2）建物

所在・地番

家屋番号

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

面積 1階 平方メートル

2階 平方メートル

\*不動産は、金銭と違い、分割することは余り好ましくない場合が多く（共同所有など以後の処分が難しくなるので）、状況により特定の相続人とする方がよい。

2. 長男〇〇 〇〇には、次の銀行預金の全額を相続させる。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 □□□□□□□

3. 長女〇〇 〇〇（昭和 年 月 日生）には、次の株式の全てを相続させる。

〇〇証券〇〇支店 口座番号 □□□□□□□に預託している〇〇株式会社の株式

4. 長男の嫁〇〇 〇〇（昭和 年 月 日生）には、次の銀行預金を遺贈する。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 □□□□□□□

5. 本遺言書に記載のない財産一切は、長男〇〇 〇〇に相続させる。

6. 祭祀の主宰者として、長男 〇〇 〇〇を指定する。

なお、この費用は、2項の相続財産から支出すること

7. 遺言者の葬儀は、〇〇宗に基づき〇〇寺にて執り行うこと

\*祭祀の主宰者、葬儀の方法などは、自筆遺言書の場合、検認手続に日数を要することから、別立ての遺言（「葬儀に関する遺言」）とした方がよい(公正証書は、検認手続が要らない)。

8. (1) 本遺言の遺言執行者に下記の者を指定する。

(住所)

行政書士 ○○ ○○

(2) 遺言執行者は、遺産である銀行預貯金などについて、本遺言執行のため名義変更、払戻し・解約の権限その他この遺言執行のための一切の権限を有するものとする。

(3) 遺言執行の報酬は、金○万円とする。

\*本例は、専門家に依頼する場合であるが、ご家族のうちの一人（相続を取り仕切る方）を指定してもよい。

9. 付言

.....  
.....  
.....  
.....

\*例えば、「兄弟仲よく助け合い、家族を大切にしてください。長い間お世話になりました。ありがとうございます。」など

平成 年 月 日

(住所)

○○ ○○ ㊞ (\*)

\* 実印でなくとも有効であるが、本人の意思の証として実印の方が望ましい。

\*封印はしなくとも有効であるが、封印し、「開封禁止。本遺言書は、私の死後、遅滞なく家庭裁判所に提出してください。平成 年 月 日 ○○ ○○㊞」と封筒に書いておくとよい。

\*上記は、①特定遺贈（○○の土地、□□の預金など財産を特定して承継する人を定める）の場合であり、②包括遺贈（特定の財産を定めることなく、財産の○分の○を相続人○○に、○分の○を○○に相続させる）、という方法もある。



## 6. 相続手続上の問題

我々、行政書士は、時々、相続手続をするが、この際、手数を要するのは、亡くなった方のおおよそ14,15歳位から死亡までの記録を連続した戸籍（除籍や原戸籍など）を基に、「相続人の調査、確定」（他に相続人がいないことを確定）をする必要があるということである。また、法定相続で、相続人が多い場合は、相続人全員の遺産分割協議書（銀行などの場合は所定の用紙がある）への署名、実印による押印〔印鑑証明書添付（戸籍謄本を要求される場合もある）〕が必要となることである。

これは、銀行預金ばかりではなく、不動産、債権、株式（投資信託）、車両、保険金など同様の手続が各金融機関、法務局、陸運局、保険会社などから求められる。

特に、例えば、お子様のいないご夫婦などで、夫の死亡により相続が発生した場合、夫が「妻に全財産を相続させる」との遺言を残していれば、相続人を確定する戸籍も少なくて済むし、奥様、ご兄弟全員の分割協議も要らないことになる。

しかし、遺言もなく、ご兄弟が多数おり、また、その内の数名がすでに亡くなっているなどの場合は、他に兄弟がいないかを確定するとともに（両親のおおよそ、14,15歳位から死亡までの戸籍が必要）、亡くなったご兄弟の子供（亡くなった本人の甥、姪）にも相続権が発生するため、亡くなったご兄弟に他に相続人（子供）がいないことを戸籍により確定する必要がある。さらに、相続人の分割協議書などへの相続人全員押印（あるいは、相続放棄書など）が必要となり、非常に複雑で手間取ることになる。

それが我々の仕事になるので、遺言がないことが一概に悪いとは言えない立場であるが、例えば、お子様のいないご夫婦で、ご主人が、先立たれる前に、「妻に全財産を相続させる」との遺言書を書いておいてくれているならば、奥様も余り苦労も出費もなかったのにと考えることも時折ある。

このようなことで、状況により遺言というのは残された遺族には、重要であることがお分かり頂けたと思う。

この他、相続上の問題として、今回は説明しないが「寄与分（自営業を長期間手伝うなど被相続人の財産の形成、維持に寄与した場合などのプラス分）」、「特別受益（被相続人から事業資金など贈与などを、すでに受けている場合などのマイナス分）」という考えや、先に説明した「法定相続人・法定相続割合」、「遺留分」、「代襲相続」など、複雑な定めもあるので、万全、円滑を期すためには、行政書士、弁護士などの専門家に相談することをお勧めする。

## 7. 最後に

相続争いを考えた場合、遺言書は、愛する妻や子供などへの最後の「思いやり」、「愛情」と考  
える。

また、亡くなった後に財産争いを残した場合は、亡くなった本人は分からないとしても、相  
続人や周りからもよく言われたいだろうと思う。

また、繰り返しになりますが、お子様がいないご夫婦、独身である、先妻との間にお子様がい  
る、ご兄弟が疎遠で行き来がないなど、将来、相続争いが考えられる場合は、遺言書で自分  
の意思を明確にしておくことが必須かと思う。

なお、遺言書の作成、相続手続でお困りの節は、当事務所では、以下の費用でご相談を申し受  
けておりますので、ご相談を賜ればと存じます。

項目	報酬額（円）
・ 相続人調査	50,000～
・ 自筆遺言書作成指導	50,000～
・ 公正証書遺言	80,000円～
・ 遺言執行	遺産総額額の1%程度 * 戸籍取得費用など諸費用は別途 かかります。 * 詳細料金は、事案によりご相談 のうえ決定します。

参考

相続開始から遺産分割までの手続

内容	注意点	提出書類など
被相続人の死亡(相続の開始)		
死亡届の提出	7日以内	死亡届
葬儀費用の精算	葬儀費用は、遺産の債務となる	
遺言の有無の確認	自筆遺言書は、家庭裁判所の検認が必要(公正証書遺言書は、必要なし)	遺言検認申立書
相続人の確定	被相続人、相続人の戸籍調査	
遺産の確定、評価	不動産、預金、債権、株式(投資信託)、書画・骨董など動産類	場合により専門家に評価を依頼
被相続人の所得税申告	4か月以内	準確定申告書
遺産分割協議		遺産分割協議書  銀行、郵便局などは所定の書面がある。
遺産の名義変更・還付手続など	不動産は移転登記(法務局)  車両は移転登録が必要(陸運局)	不動産登記申請書  移転登録申請書
相続税の申告	10か月以内	相続税申告書

(注) 1. 「相続放棄(負債の方が多い場合)」、「限定承認(遺産一負債の限度で相続)」は、3か月以内に家庭裁判所で申述(書面の提出)をしなければ、単純承認(遺産、負債とも相続)とみなされる。

2. 遺産分割協議が、どうしても整わない場合は、家庭裁判所での「調停」→「審判」の手続となる。

遺産分割協議書(例)

被相続人である・・・・・・（平成 年 月 日死亡、本籍、最後の住所地）相続人  
・・・・・・、・・・・・・、・・・・・・、は、被相続人の遺産を次のとおり分割することに同意した。

1、相続人長男・・・・・・は、次の不動産を取得する。

(1) 土地

所在

地番

地目 宅地

地積 平方メートル

(2) 建物

所在・地番

家屋番号

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

面積 1階 平方メートル

2階 平方メートル

2. 相続人長女・・・・・・は、次の預金の全てを取得する。

(1) □□銀行□□支店名 □座番号□□□□□□□ 金額 円

(2)

3. 相続人二男・・・・・・は、次の株式の全てを取得する。

□□証券□□支店 □座番号 □□□□□□□に預託している□□株式会社の株式  
株

上記協議を証するため、本協議書を作成し、各自署名、捺印し、1通を所持する。

平成○年○月 ○日

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

住所

氏名

実印

- (注) 1. 不動産は、不動産登記簿と同一に記載する。
2. 相続人全員の印鑑証明書がある。
  3. 住所は印鑑証明書と同一に記載する。

(注) 上記に掲載されている情報には万全を期しておりますが、法令の改正その他の原因により当事務所の情報を利用することによって生じた損害に対しては責任を負うものではありません。